

加古川市戸籍謄抄本等の交付等事務処理要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、戸籍及び除かれた戸籍の謄本・抄本又は記載事項証明(以下「戸・除籍謄本等」という。)がプライバシーの侵害、差別行為等不当な目的に利用されることを防止するため、戸籍法(昭和22年法律第224号。以下「法」という。)及び同法施行規則(昭和22年司法省令第94号。以下「法施行規則」という。)に定めるもののほか、戸・除籍謄本等の交付等事務取扱いに関し、必要な事項を定める。

(戸籍謄抄本等の請求)

第2条 戸籍の謄本・抄本又は記載事項証明(以下「戸籍謄抄本等」という。)の請求については、当該戸籍謄抄本等を請求する者(以下「請求者」という。)に、申請書(様式第1号)を提出させるものとする。ただし、戸籍謄抄本等の請求が郵送によるものについては、この限りでない。

2 前項の申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 請求者の住所、氏名、生年月日及び必要とする者との続柄
- (2) 法施行規則第11条第2号及び第3号に掲げる者の職務上の請求については、その者の資格に関する事項
- (3) 戸籍謄抄本等を請求しようとする戸籍の表示及び必要とする者の氏名
- (4) 戸籍謄抄本等を請求する具体的理由及び提出先

3 請求者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項第4号に規定する具体的理由及び提出先の記載を要しないものとする。

- (1) 戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属(以下「親属等」という。)が請求する場合
- (2) 国若しくは地方公共団体の職員又は法施行規則別表第1に掲げる法人の役員若しくは職員(以下「公法人の職員」という。)が職務上請求する場合
- (3) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士(以下「弁護士等」という。)が職務上請求する場合
- (4) 第1号に掲げる者の委任の旨を証する書面を添付して請求する場合
(代理請求)

第3条 代理人又は使者から戸籍謄抄本等の請求があった場合は、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 代理人による請求の場合は、委任の旨を証する書面（様式第2号）が提出されていること。
- (2) 使者による請求の場合は、請求者本人からの依頼書又は使者であることがあきらかな書面等が提出されていること。
- (3) 第1号又は前号に掲げる書面等の提出がなくても代理人又は使者であることが、客観的に確認できるとき。

（請求者の確認）

第4条 戸籍謄抄本等の請求があった場合において、法施行規則第11条各号に掲げる者の本人等であることの確認は、次の各号に定めるところにより確認しなければならない。

- (1) 親族等から請求があった場合は、申請書に記載された住所、氏名、生年月日、続柄及び戸籍の表示等に誤りのないときは、請求者本人からの請求であると推定する。
- (2) 公法人の職員から職務上の請求があった場合は、公文書等の提示により、当該公法人の職務上の請求とみなす。
- (3) 弁護士等から職務上の請求があった場合
 - ア. 申請書に記載された請求者氏名、住所、肩書及び職印又は弁護士等の身分を明らかにする資料等により、当該弁護士等からの職務上の請求とみなす。
 - イ. 弁護士等の法律に基づき組織された会の決定により一定の様式で請求があった場合は、当該弁護士等からの職務上の請求とみなす。
- (4) 戸籍に記載されていない者からの請求があった場合は、第1号の規定に準じて取り扱う。この場合において親族等の承諾書又は必要な疎明資料の提出を求めることができる。

（質問調査）

第5条 前3条の規定により戸籍謄抄本等の請求があった場合において、申請書の記載事項及び請求者の態度等から、申請書に記入された請求者本人であることに疑義があると認められる場合は、請求者に質問し又は疎明資料の提示を求める等公開制限の目的を損なうことのないよう慎重に取り扱うものとする。

（請求拒否）

第6条 戸籍謄抄本等の請求があった場合において、次ぎの各号のいずれかに該当するときは、当該請求に応じないものとする。

- (1) プライバシーの侵害又は差別的事象につながるおそれがあると認められ

るとき。

(2) 使用目的が明らかでないとき。

(3) 戸籍謄抄本等の請求の必要性が認められないとき。

(4) その他戸籍謄抄本等の交付制度の趣旨を逸脱して不当に利用されるおそれがあると認められるとき。

(郵便による請求)

第7条 郵便により戸籍謄抄本等の請求があった場合は、第2条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

(電話による照会)

第8条 電話により戸籍に関する照会があった場合は、これに応じないものとする。ただし、国又は地方公共団体からの照会で緊急やむを得ないものについては、確認のため電話を掛け直して回答することができる。

(除かれた戸籍の謄抄本等の請求)

第9条 除かれた戸籍(除籍、原戸籍)に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その除かれた戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明(以下「除籍謄抄本等」という。)の交付の請求をすることができる。

2 国又は地方公共団体の職員、弁護士及び法施行規則別表第1に掲げる法人の役員又は職員が職務上必要とする場合に限り請求することができる。

3 司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁護士、海事代理士又は行政書士が職務上必要とする場合も同様である。

第10条 前条に規定する者以外の者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り除籍謄抄本等の請求をすることができる。

(1) 相続関係を証明する必要がある場合

(2) 裁判所その他官公署に提出する必要がある場合

(3) 除かれた戸籍の記載事項を確認するにつき正当な利害関係がある場合

(準用)

第11条 第2条から第8条までの規定は、除籍謄抄本等の取り扱いにつき準用する。

(補則)

第12条 この要領の運用について疑義のあるときは、その都度市長が定める。

附則

この要領は、昭和58年4月1日から施行する。